

0~2歳児クラスの児童の保育料(利用者負担額)が、令和4年中に保護者の収入が無かった等の状況であったにもかかわらず、最高階層(D13階層)で決定されている方へのお知らせ

0~2歳児クラスの児童について、保育料がD13階層(以下『最高階層』という。)にて決定される場合は、以下の2通りです。

- (1)保護者の令和5年度市町村民税所得割額の合算額が2・3号認定で472,000円以上の場合
- (2)未申告等の理由により保護者の令和5年度市町村民税額を保育幼稚園室で確認できなかった場合

上記(2)に該当する場合、令和4年中の収入について税申告を行うことで、保育料が変更となる場合がありますので、以下の内容についてご確認ください。

保育幼稚園室で令和5年度市町村民税額を確認できない場合の保育料決定について

令和6年度前期分の保育料は、令和5年度市町村民税の課税状況に基づき決定していますが、「確定申告や市民税申告がされていない」、「勤務先が給与支払報告書を市町村に提出していない」、「単身赴任等の理由により一方の保護者の課税状況しか確認できない」などの理由により、保護者の令和5年度市町村民税額を保育幼稚園室で確認できなかった場合には、本市の保育料設定における最高階層で決定しています。

加えて、第2子無償化制度の対象外となるため、第2子であっても保育料は最高階層における設定金額の半額で決定しています。(なお、第3子以降であれば無料で決定しています。)また、第何子にあたるかの判定においては、以下の施設・事業を利用している世帯内の就学前児童をきょうだいとして取り扱っています。

(認可の保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援)

実際の収入状況や市町村民税額に応じた保育料決定への変更を希望される場合

上記(2)の理由により保育料が最高階層で決定されている場合は、令和4年中の収入について税申告を行うことで保育料決定の内容が変更となる場合があります。

変更を希望する場合は、確定申告または令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村への令和5年度市町村民税申告等を行い、保育幼稚園室へご連絡ください。

ご連絡がない場合は、税申告された場合であっても保育料等の算定に反映されませんので、ご注意ください。

保育料決定の変更希望申請の最終期限について

令和6年度の保育料の変更に必要な手続(税申告及び保育幼稚園室への連絡等)の最終期限は令和7年3月31日(月)です。期限後は理由の如何を問わず保育料決定の変更は認められませんのでご注意ください。

その他、ご不明な点があれば、保育幼稚園室までお問い合わせください。